

『農村経済研究』投稿規程

1. ファーストオーサー及びコレスポンディングオーサー（責任著者）は、東北農業経済学会の会員とする。ただし、その他の共同執筆者には会員以外を含めることができる。なお、投稿しようとする者は、投稿時点において当該年度までの会費を納入していなければならない。
2. 投稿原稿の種類は、論文、招待講演、研究動向、書評などとし、他に「編集企画」として編集委員会から会員などへの依頼論文（「総説」、「時評」、「論点をめぐって」など）を掲載する。論文は投稿された論文、シンポジウム講演者から投稿された論文、大会個別報告をもとに投稿された論文、依頼論文を指す。
3. 投稿原稿の分量は、和文・英文ともに、原則として論文、招待講演、研究動向＜印刷頁数 10 頁以内＞、書評＜同 2 頁以内＞とする。ただし、超過頁数は 2 頁までとし、それ以上の超過は認めない。「印刷頁数」には、サマリー及び図表を含め、別紙に定められた様式にしたがって提出するものとする。なお、英文の投稿原稿は、投稿前と掲載が決定した時点でネイティブあるいはそれに準じるものの校閲を受けなければならない。
4. 掲載料（規定枚数内）は、投稿された論文は 15,000 円（大会個別報告をもとにした場合及びシンポジウム講演者から投稿された場合には 10,000 円）とし、掲載受理通知後に徴収する。ただし、学生会員がファーストオーサーの場合は半額とする。やむを得ず規定の頁数を超過する際には、超過分につき 1 頁あたり 7,500 円を徴収する。
5. 原稿は、『農村経済研究』投稿様式（英文論文もこれに準拠）に従って作成し、論文には、英文サマリー＜300 ワード程度＞及び日本文サマリー＜600 字程度＞、それぞれのキーワードを付す。
6. 節・小節の番号は、1, 1), (1), ①とし、図表の番号は表 1, 図 1 とする。
7. 注記は本文の該当箇所右肩に、1)・・・のように記し、原稿末尾にまとめて記載する。
8. 単位は、%, kg, ha 等の略号を用い、数字は、1 億 2,345 万などと表す。
9. 引用文献は、著者姓（Family Name）についてアルファベット順に並べ、原則として以下の要領により、末尾に一括する。刊行年は西暦を用いる。
論文：著者名（刊行年）「論文名」『雑誌名』巻号，引用頁
著書：著者名（刊行年）『書名』出版社
分担著書：著者名（刊行年）「論文名」編著者名『書名』出版社，引用頁
また、本文中の引用方法は、著者名（刊行年）、または文末に（著者名，刊行年：引用頁）を記載する。
10. 投稿原稿の執筆はワード・プロセッサを使用する。
11. 『農村経済研究』投稿様式に基づき作成された原稿を PDF ファイルに変換し、投稿票と一緒に、電子メールに添付して送付する。【原稿提出先： submissiontojrse@grp.tohoku.ac.jp】
なお、『農村経済研究』投稿様式と投稿票は、学会ホームページからダウンロードできる。
12. 論文は審査を行う。審査は専門分野に近いもの 2 名以上を査読委員として委嘱して査読を依頼する。修正後再提出を求められた論文は要求した期日から 1 カ月を経過し提出がない場合、再審査を受ける意志がないものとして取り扱う。
13. 原稿の採否は編集委員会が決定し、受理日を明記の上本人に通知する。
14. 著者校正は、原則として初校のみとする。著者校正に当たっては、とくに編集委員会が認める場合を除き、誤植以外の加筆・修正はできない。
15. 別刷を希望するものは、初校時に必要部数を連絡するものとする。別刷の実費は、著者の負担とする。
16. 掲載が決定された論文等の著作権は本学会に帰属するものとする。ただし、著作者が自己の著作物を他の著作物に利用する場合にはこの限りではない。
17. サマリー及びその他の記事を学会ホームページに掲載する。

（付記）

1. 本規程の改訂は、編集委員会で協議決定の上、役員会に報告しなければならない。
2. 本規程は、2019 年 9 月 6 日より実施する。